

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化事業
二次公募

応募説明会

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
(ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化) 事務局

1. 事業の概要
2. 応募手続きについて
3. 審査・採択について
4. 様式 2 事業計画書について
5. FAQ

1. 事業の概要

2. 応募手続きについて

3. 審査・採択について

4. 様式2事業計画書について

5. FAQ

(1) 事業概要

目的

ロシアによるウクライナ侵略から4年程度経過している中で、ウクライナは深刻なインフラ被害を受けており、今後10年間の復興費用は5,240億ドルと試算されています。本事業は、破壊されたインフラの再建やエネルギー供給等を通じてウクライナの経済を再生するため、現地及び周辺国から復興を支援します。

対象事業

インフラ等プロジェクトの具体的な案件組成や受注・事業化に向けた

F S 事業

実証事業

対象分野

経済インフラ（情報通信、エネルギー、交通、都市基盤、製造業等）/社会インフラ（医療、介護ヘルスケア、農業・食品、廃棄物処理等）/デジタル・プラットフォーム等

対象エリア

■ウクライナ

ウクライナのうち、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）等の関連法令によって輸出入等規制がされている地域は対象外となります。また、情勢等により高い危険性が伴うと判断される地域については、事務局にご相談ください。

■中・東欧諸国（ポーランドやルーマニアといった主にウクライナ周辺国を想定。）

対象国の判断に迷う場合は、事務局にご相談ください。

※応募受付後または採択後であっても、急激な治安悪化に伴う安全対策上の理由（退避勧告含む）、感染症の流行等、健康管理上の理由や外交政策上の理由から、事業実施地域や事業内容の変更を経済産業省が指示することがあります。変更が適わない場合は不採択あるいは採択取消、採択後であれば事業実施不可となる場合もありますので、予めご了承ください。

(2) 事業対象

■実証性を持ったプロジェクトが前提であり、以下の要件が必須です。

ウクライナ復興支援に資する事業

ウクライナだけでなく、ポーランドやルーマニア等の中東欧諸国等を実地としても、中長期的にウクライナ復興に資する事業であると認められる場合は補助対象事業とみなします。

※将来的にはウクライナだけでなく、欧州等の市場においても展開が見込まれる事業を補助対象とします。

※ウクライナの復興に中長期的に資する事業かどうかの可否については、提出された事業内容から外部有識者による第三者審査委員会によって判断されます。

※事業例は募集要領を参照ください。

日本企業によって確立された技術やサービスを使用する事業

本事業では日本企業によって確立された技術やサービスを活用し、インフラ関連を中心としてウクライナ復興に貢献していくことを目的としています。幹事会社として応募要件を満たしている場合でも、その実証事業で使用される技術やサービスが日本企業によって確立されたものでなければ補助対象にはなりません。

(2) 事業対象



採択企業に本事業を着実に推進していただくため、案件に関する事業実施国中央政府、地方政府、国営企業、現地企業、第三国企業等との協力に向けたMoUやレター等の写しを申請時または実証事業の交付決定後1年以内に提出いただきます。

提出を行わない場合、経済産業省への説明を必須とし、事由によっては採択および交付決定を取り消す場合があります。

※F S実証事業の場合は、F S終了後に外部有識者で構成される第三者委員会の再審査後、実証事業の承認を受けた日から1年以内に提出いただきます。



事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分（補助事業に要する経費-補助金額）以上の収益がでる事業（補助事業に要する経費の自己負担分を全額賄う以上の収益が出る場合）は対象外となります。

(2) 事業対象

■ 補助対象となる事業形態について

以下の2つのうち、どちらか一方を選択し申請してください。

1

FS実証事業（【FS事業】実施後に【実証事業】を行う事業）

ウクライナ及び周辺の中東欧諸国等において、案件組成段階で事業化の可能性（実行可能性、採算性等）を調査することを指します。調査・検討する内容は、事業の外部要因として政治、法制、規制、経済、技術動向、自然環境、社会環境といったマクロ環境と、業界の動向、市場調査、競合状況、財務的可能性等の個別案件のミクロ環境の調査を含むものとします。

FS事業単体での応募は受け付けておりません。

2

実証事業

実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度等を、ウクライナ及び周辺の中東欧諸国等において、その有効性や経済性等を確認することを指します。（商用に向けたスケール化を目指す実証）

※本事業は、研究開発支援及び設備投資支援を行う事業ではありません。

(2) 事業対象

■ 補助対象となる具体的な事業内容の例

F S 事業	実証事業
<ul style="list-style-type: none">・相手国への提案に必要な情報収集、調査、分析 等・競合他社の動向の把握、他社との差別化の検討、潜在的な連携・提携・買収先の調査（プロアクティブサーチ）・インフラ等の基本的な設計 等・立地や、インフラ等の基本的な設計を検討する上で必要な用地測量、試験、データ収集・分析 <small>※</small>・キーパーソン招聘、専門家派遣・事業規模、コスト、収入等の算出・ファイナンスの検討・受注や事業化までのスケジュールの検討・事業実施体制の検討・相手国における現地パートナー調査、出資、買収機会の探索やコンタクト、交渉・相手国企業へのデューデリジェンスの実施を通じた出資や買収等の検討・その他必要となる調査 <p><small>※事業期間中に限定して既存の設備や機器を活用する場合や、これらを事業実施期間内にレンタルする場合に限り、経費対象とします。</small></p>	<ul style="list-style-type: none">・取得財産を用いた製品・サービスの運用・評価等・実地に適用可能な段階にある技術・システム・制度等の有効性や経済性等の確認・上記に付随して必要となるその他調査等

(3) 補助金交付の要件

1. 採択予定件数

FS実証事業、実証事業の双方について一次公募と合わせて15件程度

2. 補助金の額及び補助率

- 補助金上限金額：補助額（補助対象経費に補助率をかけた額）の上限は以下とします。

- ① FS実証事業：上限40億円（うち、FS実施額は上限6,000万円とする）
- ② 実証事業：上限40億円

※共同申請の場合は、共同申請者全体を含めた上限額

- 補助率：1/2以内、中小企業のみ2/3以内です

中小企業の補助率（2/3以内）の適用について

- ・中小企業の補助率（2/3以内）の適用を受けるためには、**様式3の提出が必須**です。
- ・直接の申請企業のみ対象となり、申請企業の外注・再委託先企業は対象となりません。
- ・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者を適用対象とします。
- ・事業全体の企画並びに根幹にかかる執行管理部分を担う事業実施主体と認められ、
中小企業から大企業への外注・再委託割合が原則50%以下の場合に限ります。

※次のいずれかに該当する場合は、中小企業の補助率は適用されず1/2の補助率となります。

- ① 資本金または出資金が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者
- ② 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者

（3）補助金交付の要件



共同申請の場合、中小企業補助率の適用を受けられるのは幹事法人・共同申請者とともに中小企業のみの場合に限ります。

共同申請する企業の組合せ	適用される補助率
大企業等と大企業等の共同申請	1／2 以内
<u>中小企業と大企業等の共同申請</u>	<u>1／2 以内</u>
中小企業と中小企業の共同申請	2／3 以内

(3) 補助金交付の要件

3. 事業実施期間

1

FS実証
事業

FS事業 : 交付決定日～原則1年間
実証事業 : 実証への移行可否判断後～令和10年12月29日（金）まで

2

実証事業

交付決定日～令和10年12月29日（金）まで

- ・事業実施期間終了後、確定検査を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。確定検査は3か月程度を予定しております。
- ・補助事業期間内に、原則、各種補助対象経費の支払を済ませておく必要があります。
- ・本事業実施後も定期的なフォローアップ調査の対象となりますので、事業終了後3年間は、フォローアップ調査の実施にご協力をお願いいたします。
- ・フォローアップ調査の結果については、必要に応じて公表や説明いただく場合があります。

（3）補助金交付の要件

4. 補助金の支払い時期・方法

補助金の支払いは、原則として事業終了後の精算払となります。

ただし、事業期間中に機械設備の設置及びその支払いを完了した場合など必要があると認められる経費については、概算払を行う場合があります。

- 事業終了後、事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、**全ての支出には、その事実を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。**

支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、
支払額の対象外となる可能性があることにご留意ください。

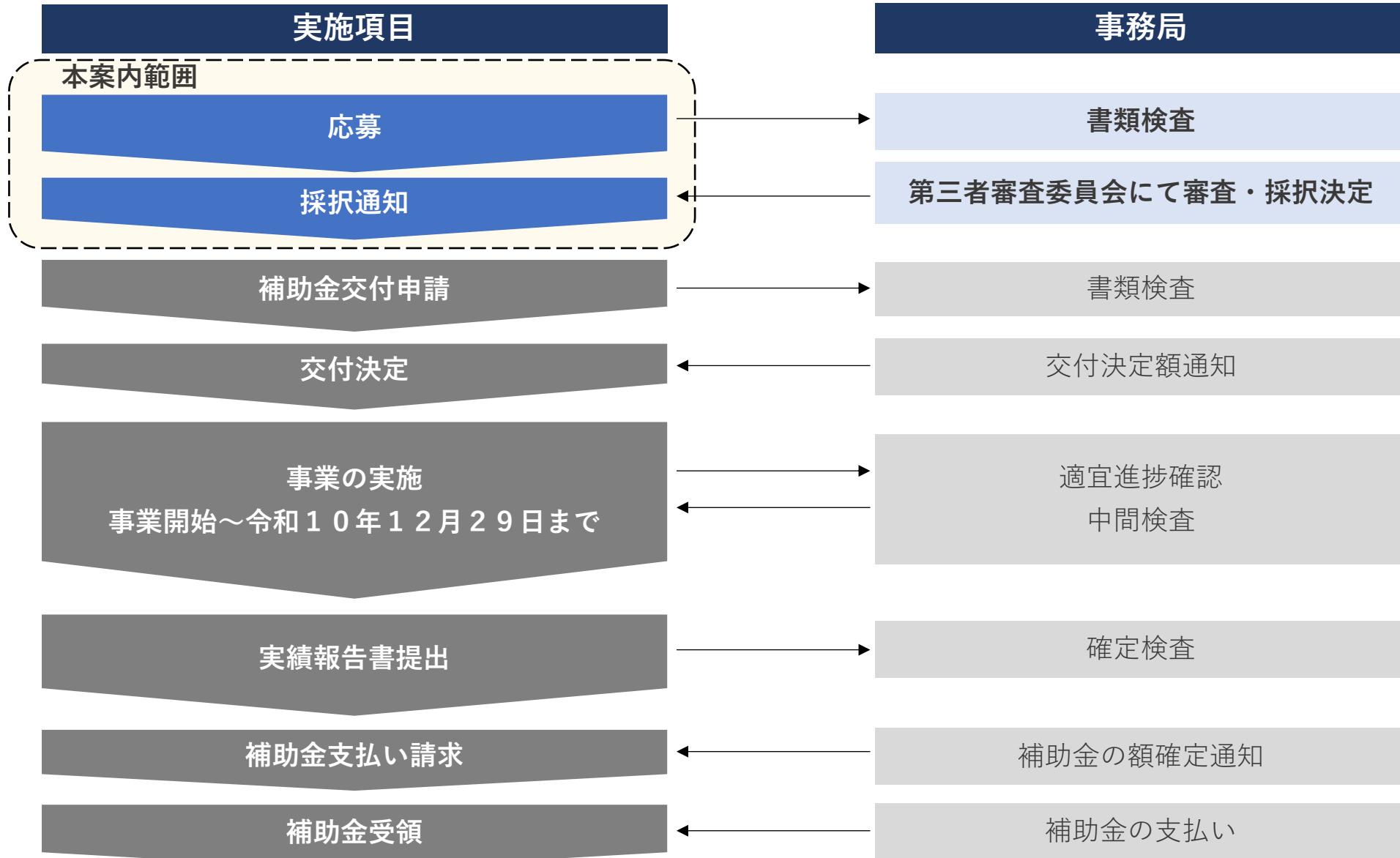
- 事業期間終了後の手続き円滑化のため、事業期間中に当該時点までの支出状況などを確認する中間検査を実施する場合があります。

※支払額の確定方法の詳細については、以下のリンク先に記載している事務処理マニュアル等の書類を十分に確認してください。

「経済産業省補助事業実施マニュアル」

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf

(4) 事業全体の流れ



1. 事業の概要

2. 応募手続きについて

3. 審査・採択について

4. 様式2事業計画書について

5. FAQ

（1）応募資格

■応募資格は、次の要件を全て満たす企業・団体等とします。

（1）単独の申請、または、幹事法人の応募資格

- ① 日本に拠点及び法人（登記法人）格を有していること。
- ② 過去に類似事業の経験を有する等、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 事務局が提示する補助金交付規程に同意すること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置または指名停止措置の対象となっていないこと。
- ⑥ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- ⑦ 政府からのEBPM※に関する協力要請に応じること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、平成29年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

（1）応募資格

■共同申請について：

複数の企業・団体等が共同で事業を行う形式の共同申請も可能ですが、その場合は幹事法人を一者決めるとともに、幹事法人が申請書類を提出してください。

また、その場合の補助金は、幹事法人に交付し、幹事法人から共同申請者に分配することとします。
日本法人と現地法人の共同申請も可能です。

（2）共同申請する場合の幹事法人以外の応募資格

- ① 日本に拠点及び法人（登記法人）格を有している、若しくは、現地法人の場合は、以下いずれかの要件を満たしたこと。
 - (i) 幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率10%以上）
 - (ii) 幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）。

※応募時点で未設立の法人を共同申請者として実施体制に含めて応募する場合、当該法人を設立する予定であることについて補助事業者において決定権を有する者（代表や役員等）が意思表示したことの証憑の提出が必須となります。
詳細は次ページにて説明させていただきます。
- ② 過去に類似事業の経験を有する等、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 事務局が提示する補助金交付規程に同意すること。
- ⑤ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置の対象となっていないこと。
- ⑥ 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- ⑦ 政府からのEBPMに関する協力要請に応じること。

(1) 応募資格

■応募時点で未設立の法人を共同申請者として実施体制に含めて応募する場合

- ・当該法人を設立する予定であることについて補助事業者において決定権を有する者（代表や役員等）が意思表示したことの証憑の提出が必須となります。
- ・提出が無い場合は審査を行わず不採択とします。



■応募時点で未設立の法人を共同申請者として実施体制に含めた申請が採択された場合

- ・当該法人が設立されたことを事務局が確認してから交付決定手続きを行います。
- ・当該法人の設立後に、補助金交付申請書とともに当該法人が設立したことを示す資料を事務局に提出してください。
- ・原則として令和8年12月末までに当該法人が設立したことの確認を事務局から受けなかった案件は、採択を取り消します。



（2）応募書類の提出方法・期限

**締切を過ぎてからの提出は、
審査を行わず、不採択といたします。**

応募申請は、①Jグランツ ②データ送受信サービスのうちどちらかの方法で提出してください。

※メールでの提出は受け付けておりませんので、ご注意ください。

申請書類の受付は、令和8年1月26日（月）から3月27日（金）12時までとなります。

※締め切り時間までに、全てのファイルをアップロード完了している必要がありますので時間に余裕をもって申請してください。

提出方法	備考
① 補助金申請システム 「jGrants（Jグランツ）」 	「jGrants（Jグランツ）」から本事業のページにて電子申請を行ってください。 ✓ 申請の際には、GビズIDプライムアカウントの取得が必要です。 アカウントの取得には時間を要しますので、未取得の方は、お早めに利用登録を行ってください。 ✓ 共同申請を行う申請者は、jGrants（Jグランツ）を使用して電子申請を行うことが出来ませんので、事務局へ個別にご連絡ください。
② データ送受信サービス	個別にアップロードURLをご案内しますので、事務局メールアドレス 【 inquiry Ukr@gshojo.jp 】までに個別にお問い合わせください。 必ず3月25日（水）12:00までに事務局にお問い合わせください。 件名：【提出希望】グローバルサウス未来志向共創等事業の応募方法について（ウクライナ復興支援等） 本文：「事業形態（F S実証事業or実証事業）」「所属組織名（企業名）」「担当者氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「メールアドレス」を明記してください。

(3) 応募書類の一覧

**必須書類の不足は、審査を行わず、
不採択とする場合があります。**

■ 様式類

	書類名	提出要否	備考	提出時のファイル名
1	様式 1 申請書	必須		様式 1 申請書_事業者名称.pdf
2	様式 2 事業計画書	必須	採択された場合、「1. 事業計画書概要」が公開用の資料として使用されます。	様式 2 事業計画書_事業者名称.pdf
3	様式 2 別添 1 事業計画書	必須	EXCEL形式をご提出ください。	様式 2 別添 1_事業者名称.xlsx
4	様式 2 別添 2 実証予算積算の理由書	必須		様式 2 別添 2_事業者名称.pdf
5	様式 2 別添 3 委託・外注費率に関する理由書	該当者のみ	委託・外注費の額の割合が 50 %を超える場合、当資料をご提出ください。 ※共同申請の場合、幹事法人・共同申請者のそれぞれ比率を出さず、事業全体の金額比率で算出してください。	様式 2 別添 3_事業者名称.pdf
6	財務諸表	必須	直近 3 年分を提出してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。 ※現地言語で記載の書類は、日本語訳も提出してください。 ※日本円で記載されていない場合は決算時点での日本円に対する為替レートを提示し、その為替レートで計算される日本円換算額を追記してください。	財務諸表_事業者名称.pdf

(3) 応募書類の一覧

■ 様式類、その他提出書類

	書類名	提出要否	備考	提出時のファイル名
7	申請時点で未設立の法人を設立する予定であることについて補助事業者において決定権を有する者（代表や役員等）が意思表示したことの証憑	該当者のみ	提出が無い場合は審査を行わず不採択とします。また交付決定までに当該法人が設立されたことの確認が取れなかった案件は、採択を取り消します。	未設立法人設立予定証憑_事業者名称.pdf
8	様式3 中小企業補助率の適用要件審査	該当者のみ	中小企業の補助率を選択する場合に提出してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。	様式3_事業者名称.pdf
9	様式4 従業員への賃金引上げ計画の表明書	該当者のみ		様式4_事業者名称.pdf
10	直近の法人税申告書別表1	該当者のみ	様式4を中小企業が提出する場合のみ、前年度の法人税申告書別表1を提出してください。	法人税申告書別表1_事業者名称.pdf
11	ワーク・ライフ・バランスの取組に関する認定証等の写し	該当者のみ	ワーク・ライフ・バランスの取組を行っている場合は、該当するものの認定証等の写しを提出してください。	WLB_事業者名称.pdf
12	事業実施国政府・現地企業との本事業に関連するMoU・レター等の写し	必須	事業実施国政府・現地企業と本事業に関して協議が開始されていることが分かる書類の写しを提出してください。 ※現地言語で記載されている場合は、日本語訳も提出してください。	MoU等_事業者名称.pdf
13	様式5 人権尊重の取組状況	該当者のみ	中小企業以外の事業者のうち、会社法における会社に該当する場合は提出してください。 ※共同申請の場合は、他の構成員となる企業・団体分の提出も必須です。	様式5_事業者名称.pdf

（4）応募書類に関する注意事項

- 様式5は応募時、事業終了時にそれぞれ提出いただきます。
詳細は募集要領P30を参照してください。
- 補助対象経費は、募集要領に定める区分に該当することをご確認いただき、計上するようお願いいたします。
計上しようとする経費が、どの区分に該当するか分からぬ等の場合は、事務局にご相談ください。
土地の取得・建物等施設に関する設計および建設等に要する経費は補助対象外となります。
詳細は募集要領P27（2）原則、直接経費として計上できない経費を参照ください。
- 各種書類や様式のご提出においては、記載漏れや記載ミスの無いよう十分にご確認の上、
また各種書類の整合性を十分にご確認の上、ご提出願います。
金額の単位（百万円単位、円単位）の違いにもご注意ください。
共同申請の場合、共同申請者の書類内容については、幹事法人においても重ねてチェックの上
ご提出願います。
- 提出された応募書類は、本事業の採択に係わる審査等のため、経済産業省、関係省庁等及び事務局
(日本国政府（独立行政法人等を含む。）及び国際機関が助成する他の制度における事務局等を含む)で必要な範囲内で共有、利用されます。内容を申請者の事前の承認なく経済産業省、関係省庁等及び事務局以外の第三者に提供することはありません。
- 提案書に記載する調査実施内容は、今後の契約の基本方針となるため、
予算額内で実現が確約されることのみを記載してください。
採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合、
補助金額の減額修正や採択取消となる場合があります。
- 申請手続きは日本語で行うため、各様式は原則日本語で作成してください。
日本語でない場合は、必ず日本語を補記してください。

（5）提出時の注意事項

■ 提出ファイル名について

- ・ 応募書類及び添付書類（任意）は、一覧表の「提出時のファイル名」に従って付けてください。
※命名規則は以下の通りです。区切りには半角のアンダーバー（_）を使用ください。
「書類名_事業者名称.pdf」※例）様式1申請書_●●株式会社.pdf
- ・ 様式2別添1事業計画書は、EXCEL形式をご提出ください。
- ・ 複数ファイルを圧縮した場合は、以下のようにファイル名を付けてください。
「事業者名称.zip」※書類名は不要です。

■ データ容量について

- ・ jGrants（Jグランツ）で提出する場合は、1ファイルあたりの容量上限を16MBとし、上限を超える際にはファイルを分割して提出してください。

■ 提出後について

- ・ 提出の後に申請内容の確認を取らせていただく場合があります。
- ・ 申請書類の提出が確認でき次第、事務局から受領の連絡をいたしますので、その連絡がない場合は、3月31日（火）までに事務局にお問い合わせください。
※資料に不備がある場合や締切り後に提出された申請書は、審査対象外となるため、募集要領等をご参照の上、注意して記入してください。

1. 事業の概要
2. 応募手続きについて
3. 審査・採択について
4. 様式 2 事業計画書について
5. FAQ

（1）審査方法・基準

採択は、外部有識者で構成される第三者審査委員会で審査の上、決定します。

応募期間締め切り後、必要に応じて提案に関するヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。

■ 審査基準

	評価項目	評価の内容	必須審査項目	加点審査項目
①	募集要領3. 事業内容に合致しているか	ウクライナ現地又は周辺国におけるインフラ等プロジェクトの具体的案件組成や事業化に向けたF S実証事業あるいは実証事業であるか。	<input checked="" type="radio"/>	
②	募集要領5. の応募資格を満たしているか	(1)～(3)に掲げられた項目を全て満たしているか。	<input checked="" type="radio"/>	
③	ウクライナ復興への貢献やウクライナまたは周辺の中東欧諸国等との経済連携	ウクライナ復興に貢献し、ウクライナまたは周辺の中東欧諸国等との経済連携を強化する案件か。	<input checked="" type="radio"/>	

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

	評価項目	評価の内容	必須審査項目	加点審査項目
④	政策的意義	日本国の補助事業として政策的意義が高いか。	○	
		受注や事業化を実現するための工夫が見られるか。	○	
		本事業によるFS実証事業または実証事業の実施終了から事業化に至る道筋がビジネスプランとして描けているか。	○	
⑤	事業化に向けた工夫	事業実施国政府等からの要請がなされているか、事業実施国のニーズを的確に捉えているか。	○	
		事業実施国の市場動向等について事前に十分な情報収集を行っているか。	○	

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

	評価項目	評価の内容	必須審査項目	加点審査項目
⑥	実施スケジュール	実施スケジュール上で、事業実施開始から実施後の受注に向けた活動まで、具体的かつ実現可能性の高い日程や作業手順等が記載されているか。	<input type="radio"/>	
⑦	実施体制	事業実施可能な組織、人数が最低限確保されているか。 受注や事業化を担う日本企業が参画しているか。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
		事業実施国の現地企業等と連携しているか。		<input type="radio"/>
		専門性を有する企業等と体制が組めているか。	<input type="radio"/>	

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

	評価項目	評価の内容	必須審査項目	加点審査項目
⑧	予算	予算について、経費区分及び内訳ごとの金額が明確に記載されており、事業の目的達成のために必要最低限かつ効率的な設定や配分であるか。	○	
⑨	情報収集・事業遂行能力	現地法人を有しているまたは現地事情に精通している人材を有している等、十分な情報収集を行う体制を備えているか。	○	
		過去に同様の調査事業を実施した実績を有しているか。	○	
⑩	組織の財政基盤	事業実施可能な財政基盤を有しているか。	○	
⑪	委託・外注	事業の主たる課題の解決や、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる部分について、委託・外注を行っていないか。	○	

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

	評価項目	評価の内容	必須審査項目	加点審査項目
⑫	委託・外注費率	委託・外注費の割合が50%を超えていないか。 超えている場合は、相当な理由があるか。	○	
⑬	賃金引上げ計画を有しているか※	従業員への賃金引上げ計画を表明しているか。	○	
⑭	ワーク・ライフ・バランスの取組をしているか※	該当するものの認定等を受けているか。	○	
⑮	事業実施国政府・現地企業等との協力案件	事業実施国中央政府、地方政府、国営企業、現地企業、第三国企業等との協力に向けたMoUやレター等の写しを申請時または実証事業の交付決定後1年以内（FS実証事業の場合は、FS終了後に外部有識者で構成される第三者委員会の再審査後、実証事業の承認を受けた日から1年以内）に提出できるか。	○	

※共同申請の場合は幹事法人のみ対象

(1) 審査方法・基準

■ 審査基準

	評価項目	評価の内容	必須審査項目	加点審査項目
⑯	事業実施国政府・現地企業等と本事業に関し協議が開始されているか	事業実施国中央政府、地方政府、国営企業、現地企業、第三国企業等との協力に向けたMoUやレター等の書面合意がなされているか。 または、現地政府から必要な許認可や認証等の取得ないし見込みがあるか。 もしくは、協業相手の選定理由や協業趣旨、協業・ガバナンス体制が相手合意済の書面等で定められているか。		○
⑰	J-Startup	J-Startup企業であるか。		○
⑱	J-StarX	J-StarXにおいて採択され、海外に派遣された経験があるか。		○

詳細は、最新の募集要領をご確認ください。

（2）採択結果の決定・通知 / 交付決定

■ 採択結果の決定・通知

採択された申請者（原則として共同申請者を含む。）については、経済産業省のホームページ及び特設Webサイト等で公表するとともに、当該申請者（共同申請の場合は幹事法人のみ）に対しその旨を通知します。

■ 交付決定について

- 採択企業は、事務局に補助金交付申請書を提出し、それに対して事務局が交付決定通知書を交付いたします。交付決定日以降、事業開始となります。
- 事務局から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。また、交付規程に合致しない場合には、交付決定ができない場合があるのでご了承ください。
- 採択決定後から交付決定までの間に、事務局との協議を経て、事業内容、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があることにご留意ください。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合がありますのでご了承ください。



FS実証事業の事業者においては、この交付決定により確約される補助金はFS事業実施分のみです。この実証事業については、FS事業の終了後、FS事業の実績報告書とそれを踏まえた実証の実施計画書を提出いただき、実証実施分への補助金の交付について外部有識者で構成される第三者審査委員会が事業内容、金額等について、実証事業への移行可否も含めて再審査しますので予めご留意ください。

1. 事業の概要
2. 応募手続きについて
3. 審査・採択について
4. 様式2事業計画書について
5. FAQ

様式2 事業計画書

令和6年度補正グローバルサウス未来志向型共創等事業費補助金
(ウクライナ復興支援・中東欧諸国等連携強化：二次公募)

様式2 事業計画書

事業形態：FS実証事業
事業名：○○○国／□□□事業

申請者：xxx
代表者役職・氏名：xxx XXXX
所在地：xxx

事業概要
[主な技術・サービス]
・ XXX
[実施内容・方法]
・ XXX

図・写真等

場合、
として使用されます

面版
マット
企業以外
ム / その他

ウクライナ復興
への貢献

XXX
・ XXX…
XXX
・ XXX…

2023 2026 2028 2031 (年度)

本事業
実施期間

5

企業B
・ XXX

企業C
・ XXX

企業D
・ XXX

17

定性的なニーズ
・ XXX

- | 全申請者提出 | 該当者のみ提出 |
|---------------------------|--|
| 様式作成
の目的 | <ul style="list-style-type: none">補助事業の効果・実現可能性等について、定量・定性面で確認させていただきます |
| 主な
記載内容 | <ul style="list-style-type: none">申請者の経営戦略
(経営戦略における補助事業の位置づけなど)補助事業の内容
(目的・実施内容・スケジュール・実施体制)想定成果及び商業化計画
(想定事業規模・ウクライナ復興への貢献) |
| 作成上
の
注意点 | <ul style="list-style-type: none">入力ガイドを確認いただいたうえで入力用フォームの記載内容をご検討くださいFS実証事業者・実証事業者により入力フォーマット（ファイル）が異なりますのでご注意ください原則スライドを増やすことは認められません（指定のある箇所のみ、複製の上で追加が可能です） |
| 作成上
の
ポイント | <ul style="list-style-type: none">内容に矛盾や論理的な破綻が生じていないか、記載内容の一貫性を確認いただくことを推奨します記載内容を裏付ける理由やデータを有する場合には、具体的に盛り込んでいただくことを推奨します |

様式2 事業計画書

■事業計画書作成における留意事項

- 申請時に遵守いただきたい事項・留意事項について、各内容を必ずご確認ください

様式2 事業計画書作成における留意事項

【本スライドは提出前に削除してください】

- 本資料に記載している項目に必要情報を入力し、「様式2 事業計画書」を作成してください。
- 申請にあたっては、PDF形式に変換した上で提出してください。
- 目次に示した各スライドのタイトル・順番の変更はできません。
- 原則として、各記載項目のスライドを増やすことは認められません。ただし、記載ガイド（ピンク色の吹き出し）に特記されている場合には、その記載に基づいてスライドを増やすことができます。
- 各スライドのフォーマットに従い、必要事項を記載ください。その過程で資料の体裁（文字サイズ、図の大きさ）等を適宜修正いただくことは可能です。各スライドの記載ガイドについて十分な言及がない場合は、審査において十分に評価されない可能性があります。なお、事実・データ等の記載は、その出典を明記してください。
- 記載する数字は、様式2別添1事業計画書（別紙・Excel）と整合させてください。
- 事業計画書のうち、右上に「本スライドは採択された場合、交付決定後に一般公開の可能性あり」等の記載があるスライドについては、経済産業省HPもしくは特設Webサイト等に掲載、または経済産業省および事務局の必要な範囲内で第三者へ提供される可能性がありますので、記載内容にご留意ください。なお、公表できない部分をマスキングする等の対応は致しかねます。
- 応募にあたっては、募集要領及び交付規程をご覧下さい。審査の結果、採択され、事業を実施するには、募集要領及び交付規程の内容に従っていただくことが必要です。

!

- 事業計画書の一般公開予定箇所には、該当ページの右上に、下記のラベルを付記しています

本スライドは採択された場合、交付決定後に一般公開の可能性あり

採択された場合、本資料が公開用の資料として使用されます

様式2 事業計画書

■事業計画書の記載方法のポイント

評価項目 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

3-1. 実証事業のねらい
(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください
【例】実証ではXXとXXを目標とする。XXという現状を踏まえ、XXの仮説を検証し、XXを成功判断の基準とする

実証終了時点での理想像

【例】
・ウクライナの環境に適した風力発電技術が特定され、発電施設の建設が完了している
・送電コストを抑える技術のスケーリングが完了し、実際の送電経路に実装されている

【例：技術有効性に関する仮説検証】

現状認識
【例】
・日本国内で実施した実証実験では、自社発電機は従来の発電機よりXX%の発電効率アップを実現

検証すべき仮説・成功判断の基準
【例】
補助事業を通じて実証したい仮説と、仮説検証のためのベンチマーク案を記載してください
【例】
・ウクライナの環境においても技術製品が問題なく稼働し、XX%の発電効率アップできるとの仮説を検証
・実地でXXを試験運用し、6ヶ月でXXkWhの発電実績が得られた場合、仮説検証は成功

【例：商業性に関する仮説椡証】

必ずしも「技術有効性」「商業性」「社会適合性」の分類を用いる必要はありませんので、実施したい事業の性質に応じて柔軟に分類を設定し、優先的に検証すべき仮説を最大3種類記載してください
【例】
・短距離・小規模の送電試験では、送電時の損失を抑える技術によりXX%のロス削減を実現
・ウクライナは鉱工業が発達しており、年間XXkWhの電力を消費している

【例：社会適合性に関する仮説検証】

【例】
・ウクライナのA地点（発電所候補地）からXX地域への長距離・大規模送電に際し、自社開発の送電線を使用すればXX%のロス削減が可能との仮説を検証
・実地にて長距離・大規模送電に係る調達費用や運用費用がXX円以内、かつXX%の送電効率を実現した場合、仮説検証は成功

検証すべき仮説・成功判断の基準
【例】
・鉱工業が盛んで電力総使用量の多いXX地域において、電力インフラの復旧が需要で自社設備を導入可能な施設が多数あり、参入障壁も少ないとの仮説を検証
・XX地域に毎月少なくともXXkWhの電力を安定的に供給でき、実地調査により自社設備を導入可能な施設の電力使用量がXXkWhに達することが試算された場合、仮説検証は成功

- Point 1 • 各スライドがどの審査基準に関連するか明記しています
- Point 2 • スライドの内容を文章で簡潔にまとめ記載してください
- Point 3 • 【例】として、各項目を記載するうえで参考となる例文を記載しています
• 実際の記載時は、状況に応じて適宜編集してください
- Point 4 • ピンク色の吹き出しで、各項目の記載留意点・備考を記載しています
• 記載内容の方向性および観点の参考になるため、記入前にご確認ください

様式2 事業計画書

■事業計画書の記載方法のポイント

- 申請者の属性（大企業・中小企業）によって、記載項目や内容が異なるスライドがございます

評価項目 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

2-1. 長期成長ビジョン及び海外展開戦略

（スライドの内容を簡潔に記載してください）

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください

【例】当社は、長期成長ビジョンとしてXXXを掲げており、XXXに重点を置いた海外展開戦略により海外売上高XX%成長を目指している

長期成長ビジョン（目指す姿）

- XXX
- 【大企業等】補助事業を行う事業部門等の組織（または企業全体）が長期的（5～10年後）に目指す姿を記載してください
- 【中小企業】企業全体が長期的（5～10年後）に目指す姿を記載してください
- 企業自身の成長に関するビジョンだけでなく、社会に対する価値提供のビジョンを含めて記載してください
- 必要に応じ、図などを含めて分かりやすく表現してください

長期成長ビジョンに基づく海外展開戦略

- XXX
- 【大企業等】補助事業を行う事業部門等の組織（または企業全体）が採用する海外展開戦略の概要を記載してください
- 【中小企業】企業全体が採用する海外展開戦略の概要を記載してください
- 長期成長ビジョンを踏まえ、補助事業の実施国に限らない、全体としての海外展開戦略を記載してください
- 必要に応じ、図などを含めて分かりやすく表現してください

- 【大企業等】補助事業を行う事業部門等の組織（または企業全体）の成長目標を記載してください
- 【中小企業】企業全体の成長目標を記載してください
- 成長目標の時点（XXXX年）は、次スライドの作成を念頭に置いた上で設定してください

長期成長ビジョンに基づく定量目標

- XXXX年までのXXX部門（または全社）の売上高成長率XX.X%（XXXX年度売上比）
- XXXX年までのXXXXXXの営業利益増加量XXX百万円（XXXX年度営業利益比）

- 【大企業等】補助事業を行う事業部門等の組織（または企業全体）の海外マーケットにおける成長目標を記載してください
- 【中小企業】企業全体の海外マーケットにおける成長目標を記載してください
- 目標の時点（XXXX年）は、次スライドの作成を念頭に置いた上で設定してください

海外展開に係る定量目標

- XXXX年までの海外マーケット全体における売上高成長率XX.X%（XXXX年度売上比）
- XXXX年までの海外マーケット全体における営業利益増加量XXX百万円（XXXX年度営業利益比）

Point

5

- ピンク色の吹き出しに大企業・中小企業それぞれの記載内容が明記されておりますので、ご確認ください

様式2 事業計画書

■ 「2-3. 補助事業の位置づけ（類似事業の実施状況・本事業との違い）」

評価項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
2-3. 補助事業の位置づけ（類似事業の実施状況・本事業との違い） (スライドの内容を簡潔に記載してください)																		
XXX 貴社が実施した類似事業名を記載ください																		
スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください 【例】本事業はXXを目的としたものであり、XXを目的とした類似事業とは異なる事業として整理可能である																		
事業名称	XXX	各列、該当事業について詳述ください。3事業まで書く欄を作成していますが、4事業以上ある場合は、ページを増やすなどして漏れなく記載をお願いします																
所管省庁・機関	• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX		
実施年度・政策事業名	• XXXX年度XX事業			• XXXX年度XX事業			• XXXX年度XX事業			• XXXX年度XX事業			• XXXX年度XX事業			• XXXX年度XX事業		
実施期間（実施状況）	• XXXX年XX月～XXXX年XX月 (完了)			• XXXX年XX月～XXXX年XX月 (実施中)			• XXXX年XX月～XXXX年XX月 (実施中)			• XXXX年XX月～XXXX年XX月 (実施中)			• XXXX年XX月～XXXX年XX月 (実施中)			• XXXX年XX月～XXXX年XX月 (実施中)		
実施国	• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX		
交付（予定）額	• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX		
事業概要	• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX		
本事業との違い	• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX		
参考URL	• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX			• XXX		

様式2 事業計画書

■ 「3-1. FS事業・実証事業のねらい」

FS事業のねらい

評価項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----

3-1. FS事業・実証事業のねらい 1/2

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください

【例】FSではXXとXXを目標とする。XXという現状を踏まえ、XXの仮説を検証し、XXを成功判断の基準とする

FS終了時点での理想像

FS終了時点で目指す状態（何が明らかになっているか）を記載してください

- 【例】
・ウクライナでの電力供給可能地域が特定され、地域ごとの電力使用統計や市場規模が把握されている
・ウクライナでの発電所候補地の測量や定点観測から、発電量の推定と建設コスト試算が実施されている

【例：対象国・顧客ニーズに関する仮説検証】

【例：製品・サービスの適合性に関する仮説検証】

現状認識

- 必ずしも「対象国・顧客ニーズ」「製品・サービスの適合性」の分類を用いる必要はありませんので、実施したいFSの性質に応じて柔軟に分類を設定し、優先的に検証すべき仮説を最大3種類記載してください
・例えば、次のような分類を設定することも可能です：消費者ニーズ、セキュリティ・プライバシー

- 【例】
・ウクライナ国内のA地域とB地域では電力インフラの復旧が必要

- ・日本では風力発電機1基につき平均して年間XXkWhの発電が可能
・ウクライナに導入予定の規模の風力発電所は約XX億円で建設可能

検証すべき仮説・成功判断の基準

FSを通じて確認したい仮説と、仮説検証のためのベンチマーク案を記載してください

- 【例】
・A地域とB地域において、電力インフラ（発電所・送電線等の設備）のニーズが高いとの仮説を検証
・A地域とB地域で電力インフラの復旧状況を調査し、人口や産業から概算した推定電力使用量に対して、供給ケイビアリティがXXkWh以上不足していると調査できた場合、仮説検証は成功

検証すべき仮説・成功判断の基準

- 【例】
・建設候補地Xでは設備の総建設費に対し多くの発電量が見込み、採算性が高いとの仮説を検証
・建設候補地Xで風力を定点観測し、XXkWhの発電が可能と試算され、かつ候補地の測量や発電所の基本設計を実施し、ステークホルダーへのヒアリングや市場調査を踏まえXX億円以内で風力発電所を建設可能と見積もることができた場合、仮説検証は成功

実証事業のねらい

評価項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----

3-1. FS事業・実証事業のねらい 2/2

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください

【例】実証ではXXとXXを目標とする。XXという現状を踏まえ、XXの仮説を検証し、XXを成功判断の基準とする

実証終了時点で目指す状態（何が明らかになっているか）を記載してください

実証終了時点での理想像

【例】

- ・ウクライナの環境に適した風力発電技術が特定され、発電施設の建設が完了している
- ・送電コストを抑える技術のスケーリングが完了し、実際の送電経路に実装されている

【例：技術有効性に関する仮説検証】

現状認識

- 【例】
・日本国内で実施した実証実験では、自社発電機は従来の発電機よりXX%の発電効率アップを実現

【例：商業性に関する仮説検証】

- ・必ずしも「技術有効性」「商業性」「社会適合性」の分類を用いる必要はありませんので、実施したい事業の性質に応じて柔軟に分類を設定し、優先的に検証すべき仮説を最大3種類記載してください
・例えば、次のような分類を設定することも可能です：ニーズ、セキュリティ・プライバシー

- ・短距離・小規模の送電試験では、送電時の損失を抑える技術によりXX%のロス削減を実現

【例：社会適合性に関する仮説検証】

- ・ウクライナは鉱工業が発達しており、年間XXkWhの電力を消費している

検証すべき仮説・成功判断の基準

【例】
・補助事業を通じて実証したい仮説と、仮説検証のためのベンチマーク案を記載してください

- 【例】
・ウクライナの環境においても技術・製品が問題なく稼働し、XX%の発電効率アップできるとの仮説を検証
・実地でXXを試験運用し、6ヶ月でXXkWhの発電実績が得られた場合、仮説検証は成功

検証すべき仮説・成功判断の基準

【例】
・検証すべき仮説と、検証のためのベンチマーク案を記載してください

- 【例】
・ウクライナのA地点（発電所候補地）からXX地域への長距離・大規模送電に際し、自社開発の送電線を使用すればXX%のロス削減が可能との仮説を検証
・実地にて長距離・大規模送電に係る調達費用や運用費用がXX円以内、かつXX%の送電効率を実現した場合、仮説検証は成功

検証すべき仮説・成功判断の基準

- 【例】
・ウクライナのA地点（発電所候補地）からXX地域への長距離・大規模送電に際し、自社開発の送電線を使用すればXX%のロス削減が可能との仮説を検証
・XX地域に毎月少なくともXXkWhの電力を安定的に供給でき、実地調査により自社設備を導入可能な施設の電力使用量がXXkWhに達するごとが試算された場合、仮説検証は成功

様式2 事業計画書

■ 「3-3. 実施スケジュール」

評価項目 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

3-3. 実施スケジュール

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください

【例】XXXX年XX月を目途にXXとの間でMoUを締結予定。XXXX年XX月までにXXを完了することにより、事業の完了を実現する

本スライドについては、記載分量が多い場合、本スライドを複製し最大2ページで作成ください

FSの開始及び終了予定日

- ・ 開始予定年月日 YYYY年 MM月 DD日 ～ 終了予定年月日 YYYY年 MM月 DD日

実証の開始及び終了予定日

- ・ 開始予定年月日 YYYY年 MM月 DD日 ~ 終了予定年月日 YYYY年 MM月 DD日

FS実証スケジュール

実際の事業期間にかかわらず、この赤字注釈の文言は変更しないでください

▶ 注：本事業実施終了日は2028年12月末となります

実施項目	2026年												2027年												2028年														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
マイルストーン													▼▼													▼													▼
	交付決定 事業開始												MoU・レター等締結												事業終了														
<p>※交付決定・事業開始は最短のスケジュールを例として記載しております 確定済みのスケジュールではないことにご留意ください</p>												<p>MoU・レター等の締結想定時期は必ず記載し、そのために行なう作業スケジュール（相手企業との交渉開始タイミング等）についても記載してください</p>												<p>本項目ではFS・実証の実施スケジュールを記載してください。実証終了から商業化までのスケジュールは別途4-2にて記載してください</p>															
② XXX																																							
<p>3-2.実施内容で記載の「実施内容」に対応する番号・実施フローを記載してください</p>												<p>FS実施項目と実証実施項目の実施スケジュールに重複がないよう記載してください。また、FS実施項目の終了時期から実証実施項目の開始時期の間が3か月程度空くようにしてください（FSから実証への移行可否判断を行うため）</p>																											
④ XXX																																							
⑤ XXX																																							
⑥ XXX																																							

様式2 事業計画書

■ 「3-4. 内部環境の分析 1/2」

評価項目 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

3-4. 内部環境の分析 1/2

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください
【例】XXXX年に自社内で確立されたXXという技術は、XX等の観点から独自性・革新性を有しており、他社の追随・模倣を許さない卓越した技術である

対象技術/サービスの概要

図表を積極的に活用し、補助事業の対象となる技術やサービスの内容を分かりやすく記載してください

- XXX

技術/サービスの独自性・革新性

提供価値は高いか

- XXX

当該技術やサービスが提供する価値を記載ください
【例】送電効率をXX%向上し、寒冷地にも適した技術である

提供価値が希少か

- XXX

価値が希少である理由を記載ください
【例】類似技術を保有する企業はXX国におらず、現地競合がほぼ存在しない

模倣困難か

- XXX

当該技術やサービスが模倣困難である理由を記載ください
特に、特許等を保有している場合には記載してください
【例】類似技術の開発にはXX億円規模の投資が必要である

強みを活かせる組織体制か

- XXX

技術の強みを活かせる組織体制・環境が整っているか記載ください
【例】生産拠点を複数有し、体制が安定していることに加え、XX国に資機材調達パートナーを保有している

技術/サービスの確立経緯

- XXX

申請者（共同申請者を含む）が実証対象の技術やサービスを確立した経緯を明記してください。特に日本において実施された研究・実証・特許取得・商品化等について詳細に記載ください。他社から買収したのちに自社主導の製品・サービス化（例：改良等の工夫、他技術との組み合わせ、対象市場/地域に合わせたローカライズ）が行われていないものや、海外の関連会社内だけで確立された技術等については審査対象外となる場合があります

様式2 事業計画書

■ 「4-2. 商業化後に想定される成果」

評価項目 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

4-2.商業化後に想定される成果

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください

【例】XX国で事業を立ち上げた後、5年をかけて計XXヵ国への横展開を想定し、XX強化により事業規模を5年後総売上XX百万円まで拡大することを目指す

本補助事業を通じた収支計画・事業の成長可能性

		商業化から1年後	商業化から3年後	商業化から5年後
定性面	事業状況 (想定)	【例】 ✓ 事業立ち上げ ✓ 売上・収益の発生	【例】 ✓ XX国への展開、生産拠点立ち上げ	【例】 ✓ YY国への展開
	事業 展開国名 (想定)	各時点における事業展開国（想定）を全て記載してください 【例】 商業化から1年後：ポーランド 商業化から3年後：ポーランド・ウクライナ 商業化から5年後：ポーランド・ウクライナ・ルーマニア		✓ XXX
	受注件数	XXX	XXX	XXX
定量面	補助対象事業 の売上 単位：百万円	XXX百万円	XXX百万円	XXX百万円
	補助対象事業 の営業利益 単位：百万円	XXX百万円	XXX百万円	XXX百万円
市場シェア	XXX	XXX	XXX	XXX

様式2 事業計画書

■ 「4-3. ビジネスマodel」

評価項目 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

4-3. ビジネスマodel

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください
【例】XX国顧客へのサービス提供・規模拡大にはXXが重要であり、XXを有するXX社を通じた販売、XX国XX社との技術連携による事業構築を想定する

- 商業化にあたって想定しているビジネスモデルを図示してください
- 連携企業が具体的に決まっている場合には、具体的な企業名まで記載してください

凡例を記載してください

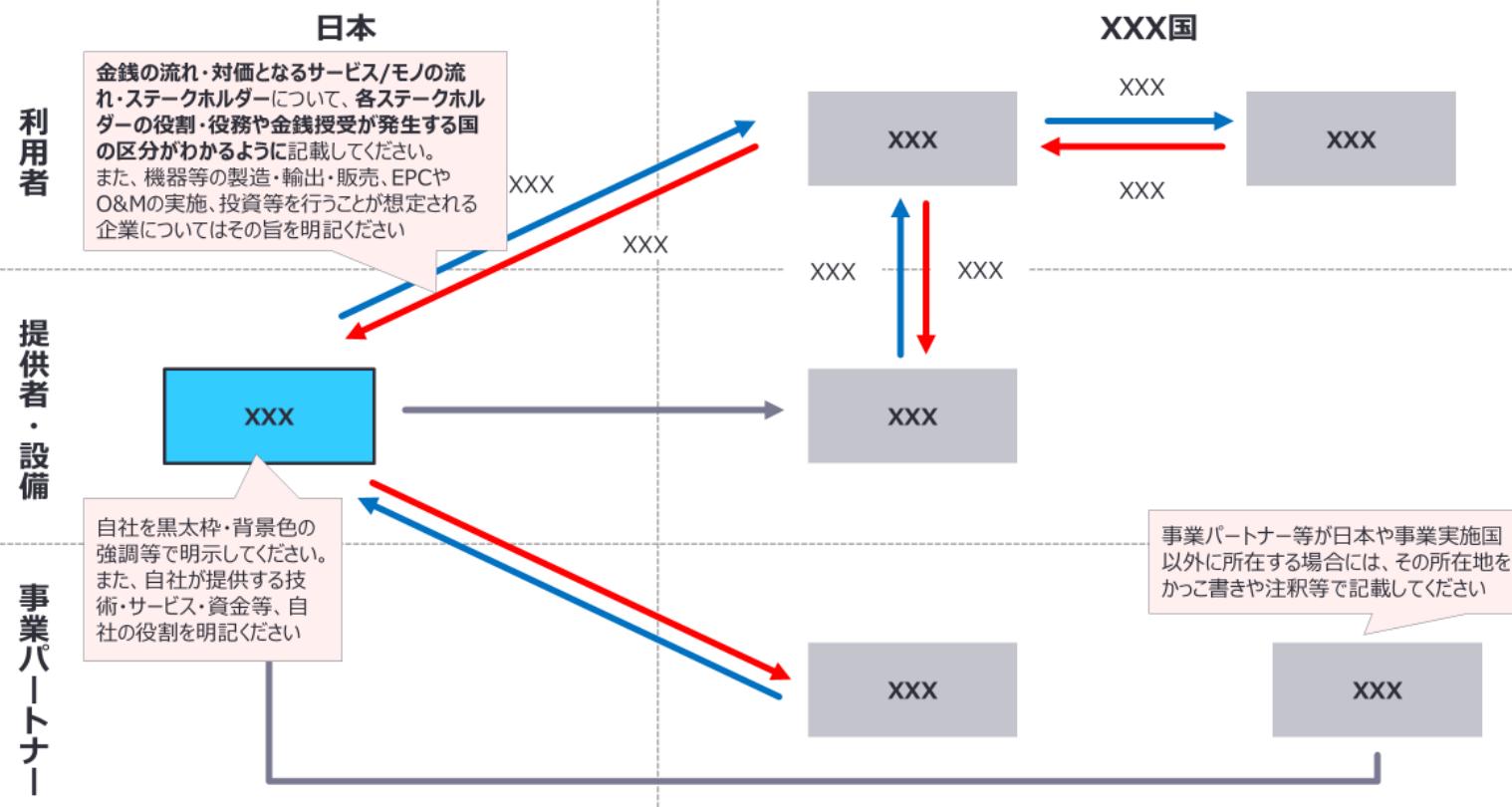
ステークホルダー

サービス／モノの流れ

カネの流れ

その他（技術連携等）

商業化の際の想定ビジネスモデル



様式2 事業計画書

■ 「4-4. 想定される裨益効果 1/2」

評価項目 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

4-4. 想定される裨益効果 1/2

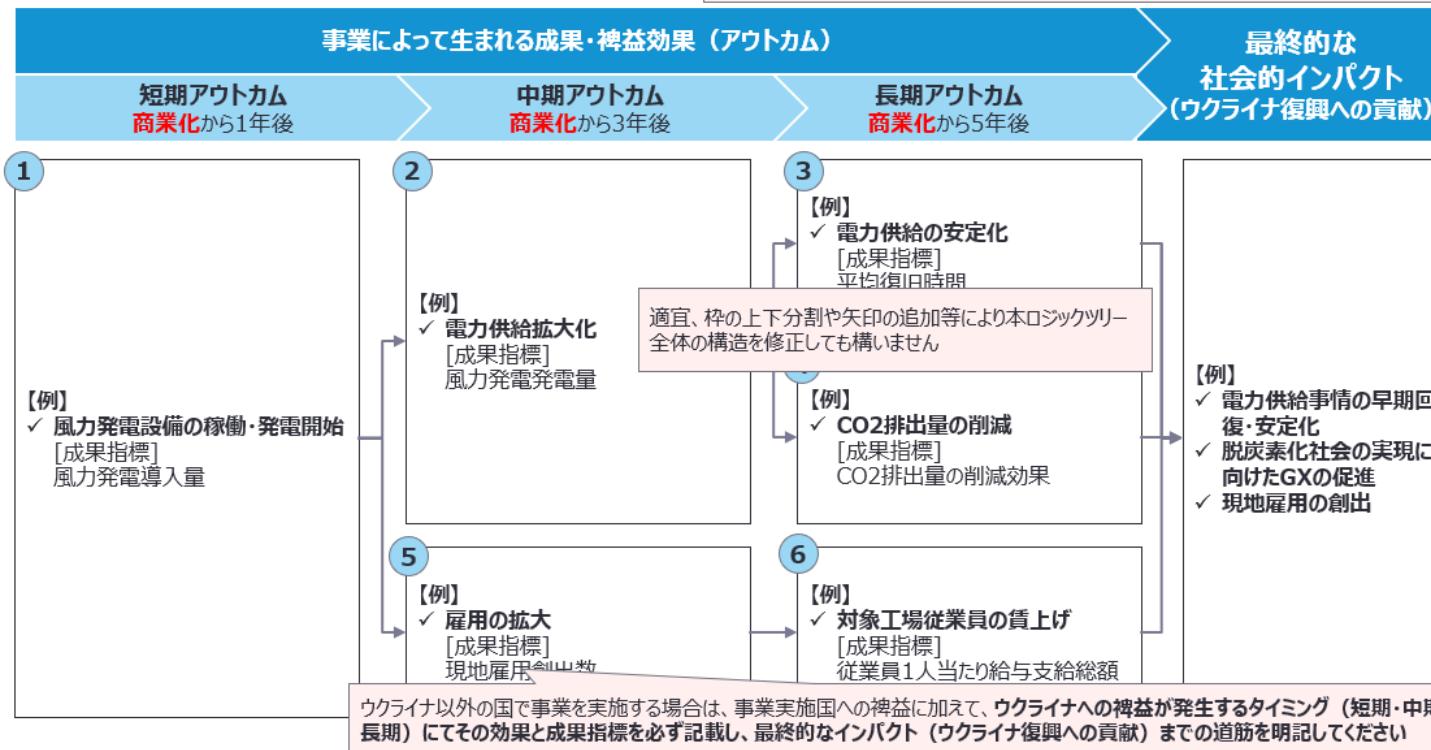
(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください

【例】本事業を通じ、ウクライナの電力供給事情の早期回復・安定化や現地雇用の創出を実現し、ウクライナ復興に貢献する

本事業を通じてもたらされる社会的インパクト：導出に係るロジックモデル

- XXX（事業の最終的な社会的インパクトを記載してください）
- なぜウクライナ復興に貢献する事業といえるか、ウクライナにどのような裨益をもたらす事業か、ウクライナ及びウクライナ周辺の中東欧諸国等との経済連携の強化にどのように貢献する事業か、文章で記載してください



様式2 事業計画書

■ 「4-4. 想定される裨益効果 2/2」

評価項目 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

4-4. 想定される裨益効果 2/2

(スライドの内容を簡潔に記載してください)

スライドの主旨を示したキーメッセージを1-2行で記載してください
【例】電源平均復旧時間を商業化から5年後に2.5日まで短縮することを想定するほか、各成果指標の実現に向けXXを工夫し、着実なアウトカム創出を目指す

本事業を通じてもたらされる社会的インパクト：測定に係るKPI

- XXX (文章による補足はこちらに記載)
- 前スライドで記載いただいた短期・中期・長期アウトカムの内容および各成果指標に合わせ、KPIを設定してください
- ※アウトカム目標が精緻に検討・設定されているかを確認する項目です。定量的なウクライナ復興への貢献の度合い、情報収集能力等の審査対象となります
- FSの実施有無にかかわらず、商業化の時点から起算して記載してください
- 不確定要素が多い場合でも、現状想定・目標としてウクライナへの裨益を確認できるKPIを記載してください

	現状認識	短期アウトカム 商業化から1年後	中期アウトカム 商業化から3年後	長期アウトカム 商業化から5年後
1 風力発電導入量	0	4,000kW	8,000kW	※指標・数値はすべて一例ですので、ご自身で適切な指標・数値を設定ください
2 風力発電発電量	0	1,000kWh/年	2,000kWh/年	4,000kWh/年
3 平均復旧時間	7日 ※XXX統計データより	–	4日	2.5日
4 CO2排出量の削減効果	0	参考：成果指標の考え方 設定した測定指標は、すべての指標を定期的に観測することで効果の発現タイミングと変遷を明らかにし、インパクト導出の想定に対する進捗度合いを将来的に確認することを目的としています。（前ページで短期アウトカムに掲載いただいた成果指標においても、その後中長期の想定数値の記載もあわせてお願ひいたします。中期・長期アウトカムに記載の成果指標も同様に、その他時点での数値も記載をお願いします）		
5 現地雇用創出数	0			
6 従業員1人当たり給与支給総額	260,000 UAH ※XXX統計データより	0	300,000 UAH	700,000 UAH

1. 事業の概要
2. 応募手続きについて
3. 審査・採択について
4. 様式2事業計画書について
5. FAQ

Q1 現地法人は共同申請者として申請可能か。

現地法人が共同申請者として申請を行うことは可能ですが、以下いずれかの要件を満たした法人である必要があります。

（i）幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外子会社（日本側出資比率10%以上）

A

（ii）幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）の海外孫会社（日本側出資比率50%超の海外子会社の出資比率50%超）

日本側出資比率は、幹事法人あるいは共同申請者（日本法人に限る）からの単独・複数出資のいずれでも問題ありません。

その他の応募資格については、募集要領のP.9～11の「5. 応募資格」をご確認ください。

Q2

本事業とUNIDOの「日本企業からの技術移転を通じた新事業創造によるウクライナのグリーン産業復興プロジェクト」と重複の申請が出来ないなど、留意すべきことはあるか。

A

募集要領P.7 (2) 補助対象となる事業形態のとおり、過去又は現在の日本国政府（独立行政法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等。「日本企業からの技術移転を通じた新事業創造によるウクライナのグリーン産業復興プロジェクト」を含む。）と同一又は類似内容の事業は原則補助対象となりませんが、事業自体は同一または類似内容であっても調査範囲やスコープ等が明確に区分され、本事業の目的に合致している案件については応募いただくことは可能です。

Q3 FS事業だけでも、補助金対象となるか。

A 募集要領P. 7 (2) 補助対象となる事業形態に記載のとおり、補助対象となる事業形態は①FS実証事業（【FS事業】実施後に【実証事業】を行う事業）及び②実証事業の2種類であり、FS事業単体での応募は受け付けておりません。

Q 4

FS実証事業にて、FS事業後に実証事業を行うのが難しい場合、補助金の返還等、ペナルティーはあるか。

A

FS事業が適切に完了していれば、補助金の返還やペナルティーはありません。

Q 5

ウクライナ及び周辺の中東欧諸国等での展開において必要な活動、調査を日本にて実施する F S 等は対象か。

A

F S 実証事業における F S 事業について、ウクライナ及び周辺の中東欧諸国等との経済連携の強化に資する案件であれば、日本等での実施でも問題ありません。

実証事業については、ウクライナ及び周辺の中東欧諸国等以外での実施は対象外となります。なお、当該地域で実証する機械設備費の購入先や委託先等については、国の制限はありません。

Q 6

複数国に跨る事業を1つの申請とすることも出来るか。

また、可能な場合は申請における注意事項はあるか。

A

調査対象となるビジネスモデルに一体性があれば、複数国を対象とした事業は可能ですが、事業期間中の対象国の変更は原則認められません。対象国の判断に迷う場合は事務局にご相談ください。

複数国を事業実施国とする場合、申請書類には具体的な国名を記載してください。また、適切な体制を有しているかについて審査します。

Q7 対象となる技術やサービスに限定はあるか。

A ウクライナ復興に資するものであれば技術やサービスに制限はありませんが、主に経済インフラ（情報通信、エネルギー、交通、都市基盤、製造業等）、社会インフラ（医療、介護ヘルスケア、農業・食品、廃棄物処理等）、デジタル・プラットフォーム等を想定しています。

Q8

実証事業において、事業実施期間中の収益の取扱い（返還義務の有無）はどのようになるか。

A

本事業においては、実証事業にかかる収益納付規定はございませんが、事業実施期間中に補助対象経費を用いた製品及びサービス等の有償販売及び有償提供を行う場合、補助事業に要する経費の自己負担分(補助事業に要する経費から補助金額を引いた分)以上の収益が出る事業（補助事業に要する経費の自己負担分を全額賄う以上の収益が出る場合）は本事業の申請対象外となります。詳しくは募集要領のP.7をご確認ください。

Q⁹

実証事業において、例えばウクライナで実証した設備の実証後の取り扱いについて、当該設備はウクライナ側に無償譲渡できるか、日本に持ち帰る、破棄等を行うか。

A

取得した財産は、処分制限期間において適切な管理が求められ、無償譲渡についても事前に事務局の承認が必要となります。無償譲渡の場合でも残存簿価相当額又は鑑定評価額、若しくは処分により得られた収入額又は見込まれる収入額の、全部若しくは一部を事務局に納付させることができます。

Q10 実証事業における財産処分の制限はどのようになるか。

A 実証終了後に財産を処分したことにより収益が生じた場合の納付が必要な期間は、「補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の期間とする予定です。詳細は、交付規程の第22条、第23条をご確認ください。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

Q11 土地・建物等施設に関する経費は補助対象となるか。

A 土地の取得・建物等施設に関する設計及び建設等に要する経費は補助対象ではありません。補助対象経費については募集要領のP.25～27の「10. 補助対象経費の計上」を参照ください。なお、施設等の借料については、事業の遂行に直接必要な場合に補助対象となります。